

# 平成26年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業 評価基準型追加公募 評価基準「A基準」の変更概要(省エネルギー対策基準の一部変更)

「既存住宅に係る住宅性能の評価手法に関する検討会」(H26.5.1、6.17開催)を踏まえ、評価基準「A基準」については、前回の評価基準型(1) 公募時(公募期間:H26.4.25~5.30)から、以下の省エネルギー対策等に関する部分を変更しております。  
※以下は概要であり、基準の詳細については別紙の評価基準をご確認ください。

## 1. 断熱性能の計算における断熱材の劣化の影響等の考慮

※評価基準型(2)において公表済みのS基準と同様

### ①断熱材の経過年数による断熱性能の低下を考慮

	経過年数	当該部位のU値に 乗ずる係数	当該断熱材のR値に 乗ずる係数
(旧)	(経過年数を考慮しない)	1.0	
		↓	
(新)	15年以内	1.0	1.0
	15年超	1.1	0.9

※工学的知見により、上記によらない方法とすることができる。  
※ 経過年数の起点は、新築時の検査済証交付日又は表示登記の登記原因の日付等とする。

### ②気流止め有無による断熱性能の低下を考慮

	気流止めの 有無	外壁のU値に 乗ずる係数	外壁のR値に 乗ずる係数
(旧)	(気流止め有無を考慮しない)	1.0	
		↓	
(新)	上下共に設置	1.0	1.0
	下のみ設置	1.2	0.8
	上のみ設置	1.3	0.7

※鉄筋コンクリート造等で壁内に気流が発生しない構造である場合はこの限りではない。

## 2. その他の変更

### ①既存部分の断熱仕様の確認方法の合理化

※評価基準型(2)において公表済みのS基準と同様

	(旧)	(新)
i) 建設性能評価等を受けた設計図書等がある場合	新築時の断熱仕様で評価	同左 (変更なし)
ii) i) 以外の設計図書がある場合	部位・方位ごとに複数箇所をコンセントボックス等から確認	仕様が同じ箇所ごとに1箇所をコンセントボックス等から確認
iii) 設計図書がない場合	壁をはがすなどして断熱材を全面的に確認	連続する壁の面ごとに1箇所をコンセントボックス等から確認

### ②省エネルギー対策の部分評価区画範囲の合理化

従来は「一以上の居室、台所、便所、浴室、脱衣室、これらに付属する収納及びこれらを接続する廊下等を有する部分(床面積25㎡以上)」としていたが、下記によることができることとする。

i) 断熱等性能等級(省エネルギー対策等級)による場合  
→一以上の居室を含む範囲

ii) 一次エネルギー消費量等級による場合  
→主たる居室(居間、食堂、台所)、浴室、洗面所及び便所を含む範囲